省　令

○法務省令第三十八号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第九十九条の規定に基づき、及び売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）を実施するため、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十八日

法務大臣　三好　雅子

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保護観察の実施計画） **第四十二条**　保護観察所の長は、保護観察対象者について、その保護観察の開始に際し、犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項について分析し、指導監督及び補導援護の方法、保護観察を実施する上での留意事項等を定めた保護観察の実施計画を作成しなければならない。ただし、保護観察の期間等により必要がないと認めるときは、その作成を省略することができる。 ２　［略］ （保護観察官及び保護司の指名） **第四十三条**　保護観察所の長は、保護観察を実施するときは、当該保護観察を担当する保護観察官を指名し、その者に前条第一項本文及び第二項の規定による分析並びに実施計画の作成及び見直し並びに指導監督及び補導援護を行わせるものとする。 ［２～４　略］ （生活環境の調整の計画並びに保護観察官及び保護司の指名） **第百十一条**　第四十二条及び第四十三条の規定は、法第八十二条第一項、法第八十三条及び売春防止法第二十四条第一項の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項について分析し、指導監督及び補導援護の方法、保護観察を実施する上での留意事項等」とあるのは「調整を要する事項及び行うべき調整の内容」と、第四十三条第一項中「分析並びに実施計画」とあるのは「実施計画」と、同条第一項、第二項及び第四項中「指導監督及び補導援護」とあるのは「生活環境の調整」と読み替えるものとする。	（保護観察の実施計画） **第四十二条**　保護観察所の長は、保護観察対象者について、その保護観察の開始に際し、処遇の目標並びに指導監督及び補導援護の方法並びにとるべき措置の内容を定めた保護観察の実施計画を作成しなければならない。ただし、保護観察の期間、とるべき措置の内容等により必要がないと認めるときは、その作成を省略することができる。 ２　［同上］ （保護観察官及び保護司の指名） **第四十三条**　保護観察所の長は、保護観察を実施するときは、当該保護観察を担当する保護観察官を指名し、その者に前条第一項本文及び第二項の規定による実施計画の作成及び見直し並びに指導監督及び補導援護を行わせるものとする。 ［２～４　同上］ （生活環境の調整の計画並びに保護観察官及び保護司の指名） **第百十一条**　第四十二条及び第四十三条の規定は、法第八十二条第一項、法第八十三条及び売春防止法第二十四条第一項の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「処遇の目標並びに指導監督及び補導援護の方法並びにとるべき措置」とあるのは「調整を要する事項及び行うべき調整」と、「とるべき措置」とあるのは「行うべき調整」と、第四十三条第一項、第二項及び第四項中「指導監督及び補導援護」とあるのは「生活環境の調整」と読み替えるものとする。
（保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整） **第百十四条**　［略］ ２　第百十二条第一項（第二号を除く。）及び第二項並びに第百十三条（第一項第二号を除く。）の規定は、法第八十三条の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第百十二条第一項中「釈放された後」とあり、及び「釈放後」とあるのは「当該裁判が確定した後」と、同条第二項中「釈放後」とあるのは「その者の当該裁判が確定した後」と、同条第一項第三号中「引受人等以外の生活環境調整対象者の家族」とあるのは「家族」と、同条第二項中「引受人等又は同項」とあるのは「前項」と、前条第一項第六号中「刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容される前の生活」とあるのは「生活」と読み替えるものとする。	（保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整） **第百十四条**　［同上］ ２　第百十二条第一項（第二号を除く。）及び第二項並びに前条（第一項第二号を除く。）の規定は、法第八十三条の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第百十二条第一項中「釈放された後」とあり、及び「釈放後」とあるのは「当該裁判が確定した後」と、同条第二項中「釈放後」とあるのは「その者の当該裁判が確定した後」と、同条第一項第三号中「引受人等以外の生活環境調整対象者の家族」とあるのは「家族」と、同条第二項中「引受人等又は同項」とあるのは「前項」と、前条第一項第六号中「刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容される前の生活」とあるのは「生活」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。